

指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「総合福祉会館」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施設名：総合福祉会館 所在地：福知山市字内記10番地の18 指定期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間） 所管部署：福祉保健部社会福祉課 電話番号 0773-24-7088
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。 (指定管理者制度での管理運営を継続、公募で対応)
指導等内容	<p>① 事業者の本来事業と指定管理事業の切り分けを検討すること 現指定管理者では、事業者本来の事業をすると同時に、指定管理事業を実施しており、それぞれの事業にかかる人件費や施設の利用について、適切な運営が履行されているのかが不明瞭な状況である。募集にあたっては、どこまで適切に切り分けられるかということをさらに詳細に議論を進めていくこと。</p> <p>② 幅広い層への市民周知の取組を行うこと 本来の施設目的に沿った利用が優先されるが、市内の中心地に施設が位置していることから、一般利用者を増やし収入を得ることについては、考え方ややり方次第では十分見込める。 具体的には、利用申請についてネット申請を導入することや、スマホ対応のHPの作成など、現在の利用者の目線に合わせたサービスの提供を実施すること。</p> <p>③ 民間のノウハウを十分活かすこと 施設の客観的な運営状況の把握に努め、現状を見直し、民間ならではのサービスを提供し、施設満足度を向上させる取組につなげる。具体的には、まず稼働率の把握や利用者アンケートを取得し、客観的な状況を把握することに努めること。そのうえで、課題・弱点を把握し、民間ならではの解決策を提供すること。</p>